

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年1月9日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

市立病院事務局

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年12月27日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 病院総務課

〈茅ヶ崎市立病院臨床検査技師労働者派遣業務（単価契約） 外3件〉

- 1 茅ヶ崎市立病院臨床検査技師労働者派遣業務（単価契約）
- 2 2023年度全国自治体病院協議会団体保険
- 3 超Tプロテクション（業務災害総合保険）
- 4 費用・利益保険

以上4件は、随意契約理由書が作成されていませんでした。

〈会計年度任用職員の報酬等〉

会計年度任用職員の報酬及び時間外勤務手当に相当する報酬について、計算誤り等による過払いが2件、過少払いが2件ありました。

(2) 医事課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 病院経営企画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。